



令和3年 9月9日

鳥取地方最低賃金審議会
会 長 佐藤 匡 殿

鳥取地方最低賃金審議会
鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会

部会長 中野 聡

印

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)

当専門部会は、令和3年7月21日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県各種商品小売業最低賃金を改正決定することが必要ないとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長 中野 聡
部 会 長 代 理 植木 洋
道前 緑

特定社会保険労務士
鳥取短期大学生生活学科 助教
鳥取短期大学生生活学科 教授

労働者代表委員

田中 穂
林 大介
松岡 夏彦

日本労働組合総連合会鳥取県連合会 事務局長
UAゼンセン鳥取県支部 支部長
全天満屋労働組合米子天満屋支部 執行委員長

使用者代表委員

田中 秀明
寺尾 誠
宮城 定幸

(株)鳥取大丸 取締役・業務管理部長
(株)米子しんまち天満屋 サポートTM部長
(一社)鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無に係る審議経過

開催年月日	審議会、専門部会	審議の経過	提出資料
令和3年7月9日		鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の申出受理、書面審査	
令和3年7月21日	第527回 鳥取地方最低賃金審議会	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 専門部会の設置	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 2 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改定決定の必要性の有無について(諮問)(写)
令和3年9月9日	第1回 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会	1 部会長・部会長代理の選挙 2 専門部会の運営について 3 改正決定の必要性に関する審議(必要性なし) 4 専門部会報告の決定	1 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿 2 鳥取地方最低賃金審議会運営規程 3 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程 4 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定申出書(写) 5 鳥取県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)(写) 6 年度別最低賃金改正一覧表 7 最低賃金のリーフレット(鳥取労働局作成)

令和3年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための意見聴取実施要領（案）

1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、関係労使の意見を反映させるため、次の基準により選定した使用者及びその労働者から最低賃金制度に関する意見を書面により収集する。

2 書面による意見聴取対象者の選定基準等

書面意見聴取の対象は、今年度の最低賃金に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）の有効回答があった事業所のうち、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に分類される事業所であることを確認した事業所の半数程度（42事業所）とする。その際、事業所の業種、規模及び地域的なバランスも考慮して選定する。

意見聴取対象者は、選定した各事業所の事業主（使用者）及びその事業所において、当該産業別最低賃金の適用を受ける労働者のうち、最も低い賃金が支払われている労働者1名とする。

3 実施時期

9月中旬から10月4日（月）まで

4 実施方法

書面の郵送による

5 意見聴取の項目

別紙「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関するアンケート（使用者用）」及び「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に関する

るアンケート（労働者用）」のとおり。

6 取りまとめ及び結果報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめ、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会に結果を報告する。

令和3年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための意見聴取対象表（案）

【意見聴取対象事業所数（42）の内訳】

E28（電子部品・デバイス・電子回路製造業） 合計 15事業所

	1～9人	10～29人	30～99人
東	4	2	5
中	0	1	0
西	1	1	1

E29（電気機械器具製造業） 合計 26事業所

	1～9人	10～29人	30～99人
東	6	3	6
中	2	2	1
西	3	2	1

E30（情報通信機械器具製造業） 合計 1事業所

	1～9人	10～29人	30～99人
東	0	0	0
中	1	0	0
西	0	0	0

（参考） 【令和3年基礎調査有効回答事業所数（83）の内訳】

E28（電子部品・デバイス・電子回路製造業） 合計 29事業所

	1～9人	10～29人	30～99人
東	8	4	10
中	0	2	1
西	2	1	1

E29（電気機械器具製造業） 合計 53事業所

	1～9人	10～29人	30～99人
東	12	6	12
中	5	4	3
西	6	4	1

E30（情報通信機械器具製造業） 合計 1事業所

	1～9人	10～29人	30～99人
東	0	0	0
中	1	0	0
西	0	0	0

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金に関するアンケート（使用者用）

案

令和3年9月

事業所の名称		所在地		電話（ ）			
記入者の所属部署・係等		労働者数		_____名 内、パート労働者 _____名、 (派遣労働者 _____名)			
賃金の改定状況	問1	①今年、賃金改定を行いましたか？ (注1)	はい	時期は _____月で (賃上げ・賃下げ)した。 改定率は、_____%(注2)			
			いいえ	今後予定している	時期は _____月に (賃上げ・賃下げ)する予定。 率_____%		
				予定していない	/		
	問2	② 賃金改定を実施するに当たって、新型コロナウイルス感染症の影響はありましたか？ ある ・ ない					
		年	平成30年	令和元年	令和2年		
		改定状況	・ 賃上げ ・ 賃下げ ・ 改定なし	・ 賃上げ ・ 賃下げ ・ 改定なし	・ 賃上げ ・ 賃下げ ・ 改定なし		
		率	改定の場合 _____%	改定の場合 _____%	改定の場合 _____%		
経営の状況	問3	業況に、新型コロナウイルス感染症の影響はありましたか？ ある ・ ない					
	問4	①今年の上半期(令和3年1月～6月期)の業況は、昨年の下半期(令和2年7月～12月期)と比較していかがだったでしょうか？		・ 上昇 ・ 下降 ・ 変わらない (その理由)			
		②今年下半期(令和3年7月～12月期)の業況の見通しは、今年上半期(令和3年1月～6月期)と比較していかがでしょうか？		・ 上昇 ・ 下降 ・ 変わらない (その理由)			
	問5	貴事業所から下請事業者への業務の発注について		・ 下請に発注していない(この場合は、以下回答不要。)			
		① 昨年の6月以降、発注単価に変動がありましたか？	・ 変動なし ・ 変動あり→上がった(約 _____%)・下がった(約 _____%)				
	問6	② 過去5年間で、下請との取引条件に変更がありましたか？		・ 変更なし ・ 変更した → 変更時期： _____頃 (変更した内容： _____)			
他の業者からの下請の受注について		・ 下請として受注していない(この場合は、以下回答不要。)					
① 昨年の6月以降、受注単価に変動がありましたか？		・ 変動なし ・ 変動あり→上がった(約 _____%)・下がった(約 _____%)					
		② 過去5年間で、下請受注の条件に変更がありましたか？	・ 変更なし ・ 変更あり → 変更時期： _____頃 (変更のあった内容： _____)				

最低賃金に関する事項	問7	<p>鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」があります。今年度、「鳥取県最低賃金」は821円（令和3年10月6日発効）に改正されることとなっていますが、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」（令和2年12月30日以降1時間当たり809円）は、現在審議中です。</p> <p>○特定（産業別）最低賃金として「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が定められていることをご存知ですか？ （ ・知っていた ・知らなかった ）</p> <p>↓</p> <p>○どこでお知りになりましたか？（「知らなかった」とお答えの方は、問8へお進み下さい） 〔 ・テレビ・ラジオ・新聞・市町村広報誌・ポスター・インターネットHP ・所属する団体等の会報誌・会合 ・その他（ ） 〕</p> <p>○現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の金額をご存知ですか？ （ ・知っていた ・知らなかった ）</p> <p>↓</p> <p>○どこでお知りになりましたか？（上記で「知っていた」と答えた方のみお答え下さい） 〔 ・テレビ・ラジオ・新聞・市町村広報誌・ポスター・インターネットHP ・所属する団体等の会報誌・会合 ・その他（ ） 〕</p>
	問8	<p>手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者については、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」は適用されず、「鳥取県最低賃金」が適用されることをご存知ですか？ （ ・知っていた ・知らなかった ）</p>
	問9	<p>今年度の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正についてどう思われますか。 （ ・改正するべき ・改正する必要はない ）</p>
	問10	<p>問9で「改正するべき」と回答いただいた方へお尋ねします。今回、改正するとしたら、適当な額はいくらと思われますか？ （ 1時間当たり _____ 円 ）</p>
問11	<p>最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策として、「業務改善助成金」、「キャリアアップ助成金」等があることを、ご存知ですか？ 〔 ・知っていた → ・知っており活用した ・知っていたが活用しなかった ・知らなかった 〕</p>	
問12	<p>使用者の立場で、現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」についてのご意見を記入してください。（事業主の方の生の声をお聞きするためですので、問9、問10及び問11でお答えいただいた理由など、出来るだけ記入をお願いします。）</p> <hr/> <hr/> <hr/>	

（注1）「賃金の改定」とは定期昇給・ベースアップ・賃金カット等の名称の如何を問わず、全部又は大部分の常用労働者の所定内賃金額を引き上げ、又は引き下げをいいます。

（注2）賃金改定率は、貴事業所が把握している場合はそれを記入してください。把握していない場合は、賃金台帳等により改定を行った対象労働者1人あたりの1時間平均所定内賃金額の改定状況を小数点第1位まで記入してください。

※ 同封のリーフレットを参考にして下さい。

◇ 記入に際しての問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

TEL 0857-29-1705

FAX 0857-23-2423

※このアンケートは、鳥取地方最低賃金審議会における審議に関係使用者の意見として使用するものです。回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金に関するアンケート（労働者用）

案

※このアンケートは、鳥取県最低賃金審議会における審議に関係労働者の意見として使用するものです。
回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

令和3年9月

あなたが勤務している事業所の名称						所在地	電話（ ）	
あなたの	性別	年齢	家計主体者 ですか(注1)	勤続 年数	雇用形態 (注2)	就業形態(注3)	主な仕事の内容	
	男	歳	はい	年	正規労働者	一般労働者		
	女		いいえ	月	非正規労働者	短時間労働者		
あなたの賃金に関する事項	問1	賃金単価は、次のいずれの方法で決定されていますか？ ※○で囲んで下さい。（複数回答可） ・時間給（1時間を単位） ・日給（1日を単位） ・月給（1ヶ月を単位） ・その他（ ） 昨年の6月以降に基本給の改定が ・あった（・引上げ・引下げ） ・なかった ※○で囲んで下さい。						
	問2	基本給はいくらですか？ （令和3年6月分） ・時間給（ 円） ・日給（ 円） ・月給（ 円） ・その他（ 円） ※該当するいずれかの箇所に記入して下さい。						
	問3	問1で日給に○をつけた方のみお答え下さい。 ①1日の所定労働時間数（注4）は何時間ですか？（ 時間 分）						←日給・月給の方は時間額を算出する上で必要な項目です。必ず記入してください。
	問4	問1で月給、その他に○をつけた方のみお答え下さい。 ①1日の所定労働時間数（注4）は何時間ですか？（ 時間 分） ②6月分の所定労働日数（注5）は何日ですか？（ 日）						
	鳥取県の最低賃金には、「鳥取県最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。 今年度、「鳥取県最低賃金」は821円(令和3年10月6日発効)に改正されること となっていますが、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機 械器具製造業最低賃金」(令和2年12月30日以降1時間当たり809円)は、現在審議中 です。 あなたは、「特定(産業別)最低賃金」のうち、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が適用になると思われますが、 ○「特定(産業別)最低賃金」として「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具製造業最低賃金」が定められていることをご存知ですか？ （・ <u>知っていた</u> ・ <u>知らなかった</u> ） ↓ ○どこでお知りになりましたか？（「知らなかった」とお答えの方は、問6へお進み下さ い） （ ・ <u>テレビ</u> ・ <u>ラジオ</u> ・ <u>新聞</u> ・ <u>市町村広報誌</u> ・ <u>ポスター</u> ・ <u>インターネットHP</u> ・ <u>所属する団体等の会報誌</u> ・ <u>会合</u> ・ <u>その他</u> （ ） ）							
○この「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最 低賃金」の金額をご存知ですか？ （・ <u>知っていた</u> ・ <u>知らなかった</u> ） ↓ ○どこでお知りになりましたか？（上記で「知っていた」と答えた方のみお答え下さい） （ ・ <u>テレビ</u> ・ <u>ラジオ</u> ・ <u>新聞</u> ・ <u>市町村広報誌</u> ・ <u>ポスター</u> ・ <u>インターネットHP</u> ・ <u>所属する団体等の会報誌</u> ・ <u>会合</u> ・ <u>その他</u> （ ） ）								

最 低 賃 金 事 項 に 関 連	問6	<p>今年度の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正についてどう思われますか。</p> <p>(・改正するべき ・改正する必要はない)</p>
	問7	<p>問6で「改正するべき」と回答いただいた方へお尋ねします。 今回改正するとしたら、適当な額はいくらだと思いますか。 あなた自身の賃金ではなく、「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」として、適当な額はいくらと思われますか。</p> <p>1時間当たり _____ 円</p>
	問8	<p>労働者の立場で、現在の「鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」についてのご意見を記入してください。(働いている労働者ご自身の声をお聞きするためです、問6と問7でお答えいただいた理由など、是非ともご記入願います。)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

(注1)「家計主体者」欄は、主にあなたの収入で家族(単身世帯を含みます。)を養っている場合(あなたの収入が家計の収入のおおむね半分以上である場合)は「はい」に、あなた以外の方が主に家族を養っている場合には「いいえ」を○で囲んでください。

(注2)「非正規労働者」とは、一般的には派遣、パート、アルバイト、期間工などをいいます。

(注3)「短時間労働者」とは、事業所の一般の労働者と比べて1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が少ない場合で、おおむね、事業所の一般の労働者と比較して1週間の所定労働時間数が4分の3以下等の場合が該当します。

(注4)「所定労働時間」とは、所定の始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を除いた労働時間数です。

(注5)「所定労働日数」とは、今年6月分(5月の賃金締切日の翌日から6月賃金締切日まで)から休日と決まった日を除いた労働日数です。
なお、通常の労働日の半分の所定労働時間の労働日は0.5日と計算してください。

※ 同封のリーフレットを参考にしてください。

※ ご回答いただいた本アンケートは同封の返信用封筒により直接、鳥取労働局賃金室まで返送してください。

◇ 記入に際しての問い合わせ先

鳥取労働局労働基準部賃金室
〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
TEL 0857-29-1705
FAX 0857-23-2423

令和3年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領（案）

（発注者あてアンケート）

1 目的

鳥取地方最低賃金審議会における鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の審議に際して、業界における下請け発注に係る状況を把握し、審議に反映させるため、県内の主要事業所から発注者としての下請取引（製造委託）状況や意見を書面により収集する。

2 書面による意見聴取対象者の選定基準等

県内で労働保険の成立している事業所の内、電気機械器具製造業として、常用労働者数50人以上として把握している事業所（32）社

3 実施時期

9月中旬から10月4日（月）まで

4 実施方法

書面の郵送による

5 意見聴取の項目

別紙「アンケート用紙」に記載している項目とする。

6 取りまとめ及び結果の報告

鳥取労働局労働基準部賃金室において取りまとめ、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会に結果を報告する。

アンケート用紙 (案)

鳥取労働局

令和3年9月

郵便番号:

住 所 :

会 社 名 :

回答作成担当部署:

I 貴事業所の概要について

① 貴事業所には、本社、本社工場等のいわゆる上部組織がありますか あれば、具体名で記載して下さい	1 ある () 2 ない
---	---------------------

② 貴事業所の現在の主たる事業内容・製品名を記載して下さい	_____ _____
-------------------------------	----------------

③ 貴事業所は、 発注者として 、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業者と 下請取引 がありますか	1 ある 2 ない
--	--------------

* 下請取引は、「**製造委託**」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」に分類されますが、本アンケートでは、「**製造委託**」についてご回答をお願いします。

「**製造委託**」は、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、**他の事業者**に**物品等**の製造(加工も含みます。)を委託することです。

* 「**物品等**」には、その半製品、部品、附属品、原材料のほか、これらの製造に用いる**金型**も含みます。

④ 鳥取県特定(産業別)最低賃金をご存じですか * 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金は1時間809円(令和2年12月30日効力発生)	1 知っている 2 知らない
--	-------------------

II 発注者としての下請取引(製造委託)状況について

① 貴事業所が「製造委託」として発注している下請事業所数	_____社
------------------------------	--------

② 貴事業所と製造委託先の下請事業所との取引内容(主な取引内容・品目等)	_____ _____
--------------------------------------	----------------

III 下請代金の額の決定について

① 貴事業所が下請事業所へ発注する際、取引価格や単価等下請代金はどのように決定していますか	1 指値 2 見積もり合わせで行う 3 受注側事業者と協議して決める
---	--

② 貴事業所は発注者として過去5年以内に円高や景気の悪化を理由とし、下請事業所へ一時的な下請代金の引き下げを要請したことがありますか ある場合、円安や景気回復となった際、下請代金の額を見直しましたか	1 引き下げたことはない 2 引き下げたが、その後引き上げた 3 引き下げたが、その後引き上げていない
--	---

<p>③ 貴事業所が発注者として過去5年以内に下請事業所から下請代金の額の引上げを求められたことがありますか ある場合、どのような理由でしたか</p>	<p>1 求められたことはなかった 2 原材料価格の高騰 3 原油価格や燃料費の高騰 4 電気料金の高騰 5 労務費の上昇 6 環境対策費の増加 7 その他(具体的に:)</p>
<p>④ 貴事業所が発注者として直近一年以内で、下請事業所から、労務費の上昇分を下請代金に反映するよう要請されましたか</p>	<p>1 要請された 2 要請されていない</p>
<p>⑤ 貴事業所が下請代金の額の引上げを求められたことがある場合、協議に応じていますか</p>	<p>1 協議に応じている 2 協議に応じていない 3 協議には応じたが、反映しなかった</p>
<p>⑥ 上記⑤で「2 協議に応じていない」、又は、「3 協議には応じたが、反映しなかった」と回答された場合の理由は何ですか(複数回答 可)</p>	<p>1 自社において景況や利益が改善していない 2 製品の品質に大きな変化がないため 3 受注側事業者の説明が不十分ため 4 競合製品との競争力維持のため 5 その他(具体的に:)</p>

IV 消費税等の扱いについて

<p>貴事業所が発注者として下請発注する場合、下請代金の額は、消費税相当額を含む額としていますか</p> <p>※発注書面に本体価格の額(消費税抜き額)を記載して発注し、支払時に当該額に消費税相当額を加えて支払っている場合は、「1 している」を選択してください</p>	<p>1 している 2 していない・しなかったことがある</p>
--	--------------------------------------

V コロナウイルス感染症等の影響について

<p>① 売上や受注量等、コロナウイルス感染症による影響はありますか</p>	<p>1 ある 2 ない</p>
<p>② あると回答した場合、どのような影響がありますか</p> <p>()</p>	

VI 自由記載欄 (ご意見・ご要望等をお書きください)

<p>(自由記載欄)</p>

※回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただきますので、御協力の程、よろしくお願いいたします。

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→		→	
9月1日(水)		9月16日(木)		9月22日(水)		10月4日(月)		11月3日(水)
9月2日(木)		9月17日(金)		9月24日(金)		10月5日(火)		11月4日(木)
9月3日(金)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月4日(土)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月5日(日)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月6日(月)		9月21日(火)		9月27日(月)		10月6日(水)		11月5日(金)
9月7日(火)		9月22日(水)		9月28日(火)		10月7日(木)		11月6日(土)
9月8日(水)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月9日(木)		9月24日(金)		9月29日(水)		10月8日(金)		11月7日(日)
9月10日(金)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月11日(土)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月12日(日)		9月27日(月)		9月30日(木)		10月11日(月)		11月10日(水)
9月13日(月)		9月28日(火)		10月1日(金)		10月12日(火)		11月11日(木)
9月14日(火)		9月29日(水)		10月4日(月)		10月13日(水)		11月12日(金)
9月15日(水)		9月30日(木)		10月5日(火)		10月14日(木)		11月13日(土)
9月16日(木)		10月1日(金)		10月6日(水)		10月15日(金)		11月14日(日)
9月17日(金)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月18日(土)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月19日(日)		10月4日(月)		10月7日(木)		10月18日(月)		11月17日(水)
9月20日(月)		10月5日(火)		10月8日(金)		10月19日(火)		11月18日(木)
9月21日(火)		10月6日(水)		10月11日(月)		10月20日(水)		11月19日(金)
9月22日(水)		10月7日(木)		10月12日(火)		10月21日(木)		11月20日(土)
9月23日(木)		10月8日(金)		10月13日(水)		10月22日(金)		11月21日(日)
9月24日(金)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月25日(土)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月26日(日)		10月11日(月)		10月14日(木)		10月25日(月)		11月24日(水)
9月27日(月)		10月12日(火)		10月15日(金)		10月26日(火)		11月25日(木)
9月28日(火)		10月13日(水)		10月18日(月)		10月27日(水)		11月26日(金)
9月29日(水)		10月14日(木)		10月19日(火)		10月28日(木)		11月27日(土)
9月30日(木)		10月15日(金)		10月20日(水)		10月29日(金)		11月28日(日)
10月1日(金)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月2日(土)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月3日(日)		10月18日(月)		10月21日(木)		11月1日(月)		12月1日(水)
10月4日(月)		10月19日(火)		10月22日(金)		11月2日(火)		12月2日(木)
10月5日(火)		10月20日(水)		10月25日(月)		11月4日(木)		12月4日(土)
10月6日(水)		10月21日(木)		10月26日(火)		11月5日(金)		12月5日(日)
10月7日(木)		10月22日(金)		10月27日(水)		11月8日(月)		12月8日(水)
10月8日(金)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月9日(土)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月10日(日)		10月25日(月)		10月28日(木)		11月9日(火)		12月9日(木)
10月11日(月)		10月26日(火)		10月29日(金)		11月10日(水)		12月10日(金)
10月12日(火)		10月27日(水)		11月1日(月)		11月11日(木)		12月11日(土)
10月13日(水)		10月28日(木)		11月2日(火)		11月12日(金)		12月12日(日)
10月14日(木)		10月29日(金)		11月4日(木)		11月15日(月)		12月15日(水)

令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

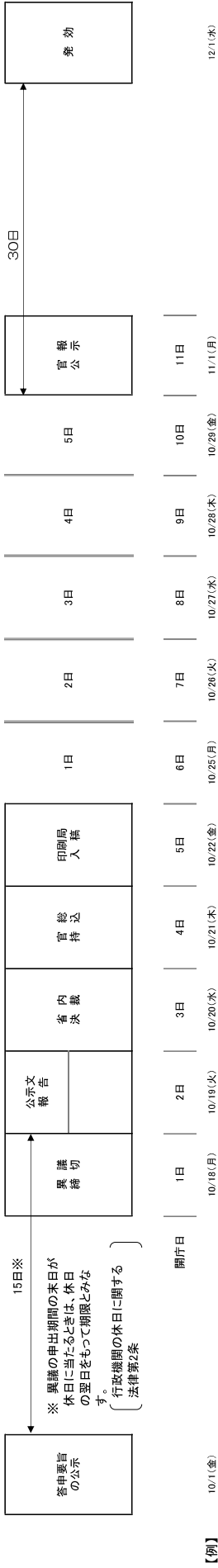
※令和3年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(水)発効とするためには、10月1日(金)までに答申要旨を公示し、指定日発効とする必要がある。

10月15日(金)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月16日(土)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月17日(日)		11月1日(月)		11月5日(金)		11月16日(火)		12月16日(木)
10月18日(月)		11月2日(火)		11月8日(月)		11月17日(水)		12月17日(金)
10月19日(火)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月20日(水)		11月4日(木)		11月9日(火)		11月18日(木)		12月18日(土)
10月21日(木)		11月5日(金)		11月10日(水)		11月19日(金)		12月19日(日)
10月22日(金)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月23日(土)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月24日(日)		11月8日(月)		11月11日(木)		11月22日(月)		12月22日(水)
10月25日(月)		11月9日(火)		11月12日(金)		11月24日(水)		12月24日(金)
10月26日(火)		11月10日(水)		11月15日(月)		11月25日(木)		12月25日(土)
10月27日(水)		11月11日(木)		11月16日(火)		11月26日(金)		12月26日(日)
10月28日(木)		11月12日(金)		11月17日(水)		11月29日(月)		12月29日(水)
10月29日(金)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月30日(土)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
10月31日(日)		11月15日(月)		11月18日(木)		11月30日(火)		12月30日(木)
11月1日(月)		11月16日(火)		11月19日(金)		12月1日(水)		12月31日(金)
11月2日(火)		11月17日(水)		11月22日(月)		12月2日(木)		1月1日(土)
11月3日(水)		11月18日(木)		11月24日(水)		12月3日(金)		1月2日(日)
11月4日(木)		11月19日(金)		11月25日(木)		12月6日(月)		1月5日(水)
11月5日(金)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月6日(土)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月7日(日)		11月22日(月)		11月26日(金)		12月7日(火)		1月6日(木)
11月8日(月)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月9日(火)		11月24日(水)		11月29日(月)		12月8日(水)		1月7日(金)
11月10日(水)		11月25日(木)		11月30日(火)		12月9日(木)		1月8日(土)
11月11日(木)		11月26日(金)		12月1日(水)		12月10日(金)		1月9日(日)
11月12日(金)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月13日(土)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月14日(日)		11月29日(月)		12月2日(木)		12月13日(月)		1月12日(水)
11月15日(月)		11月30日(火)		12月3日(金)		12月14日(火)		1月13日(木)
11月16日(火)		12月1日(水)		12月6日(月)		12月15日(水)		1月14日(金)
11月17日(水)		12月2日(木)		12月7日(火)		12月16日(木)		1月15日(土)
11月18日(木)		12月3日(金)		12月8日(水)		12月17日(金)		1月16日(日)
11月19日(金)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月20日(土)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月21日(日)		12月6日(月)		12月9日(木)		12月20日(月)		1月19日(水)
11月22日(月)		12月7日(火)		12月10日(金)		12月21日(火)		1月20日(木)
11月23日(火)		12月8日(水)		12月13日(月)		12月22日(水)		1月21日(金)
11月24日(水)		12月9日(木)		12月14日(火)		12月23日(木)		1月22日(土)
11月25日(木)		12月10日(金)		12月15日(水)		12月24日(金)		1月23日(日)
11月26日(金)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月27日(土)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月28日(日)		12月13日(月)		12月16日(木)		12月27日(月)		1月26日(水)
11月29日(月)		12月14日(火)		12月17日(金)		12月28日(火)		1月27日(木)

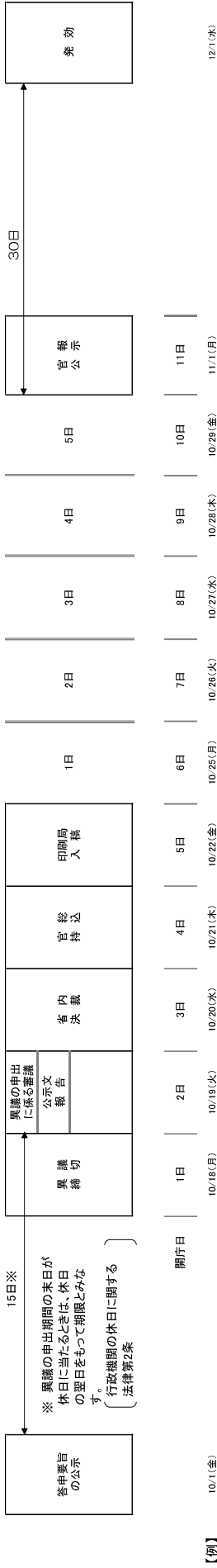
特定最低賃金について

(1) 異議の申出に係る審議がなく、かつ、異議申出締切日の翌開庁日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



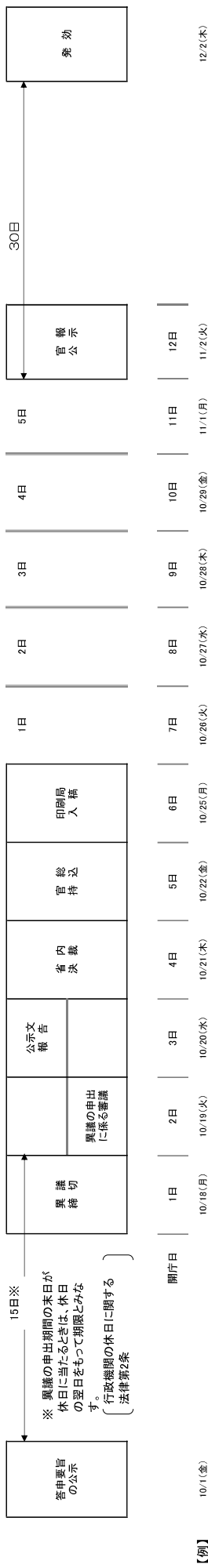
【例】

(2) 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日に開催され、同日の午後2時までに官報公示文を本省に送付した場合



【例】

(2) 異議の申出に係る審議があり、異議の申出に係る審議が異議締切日の翌開庁日の午後2時過ぎから翌開庁日の午後2時までの間に官報公示文を本省に送付した場合



【例】

